

障がい福祉計画・障がい児福祉計画（案）に対するパブリックコメントの結果

期 間：令和3年1月4日から令和3年1月22日まで

周 知：広報及び市ホームページにて周知。

意見募集：市役所、神守支所及び神島田連絡所で閲覧に供し、意見投函箱にて意見募集。

市ホームページにおいても案を公開するとともに、直接持参、郵送、FAX及び電子メールでも意見募集。

意 見：9件（2名・2事業所）

○意見及びそれに対する対応等

	該当項目	意見の概要	意見に対する対応・考え方
1	－	障がい者自身で不用品を処分することが困難であるため、介助する人が片づけする場合に、ごみ収集の「1度に5個まで」というルールに困ることがある。障がい者が捨てる気になったときに捨てないと、気が変わって作業が進まなくなってしまう場合があるので、必要な時だけ一時的にこのルールを解除してほしい。「1度に5個まで」を守っての作業は、介助する人に負担がかかる。	収集車の過積載での運転は、重大事故の原因となり、また事故の発生は業務に支障をきたしかねません。 収集日に出せる量は、一世帯5袋までとさせていただいております。
2	障がい者団体・ボランティア団体調査（P43、44）	「障がい者団体・ボランティア団体調査」のアンケート結果の中で、団体の現状の課題として、「会員募集のため広報誌で会員募集しているが集まらない」ことが上げられている。 普段利用している媒体として、若年層はインターネット、高年層は紙であることが多いので、異なる世代と出会う機会を逃しているように感じる。先輩世代もインターネットに弱い人ばかりではなく、やり方を教えてもらえばできるという人も増えてきているので、行政によるボランティア団体へのインターネット研修を開催してはどうか。	団体の現状の課題として、会員がなかなか集まらないことが上げられています。 これは、個人情報保護により障がい者に関する情報が団体に入らないことや、年齢の若い人に団体の活動を周知できていないことが原因の一つであると考えられます。 いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。

3	障がい者団体・ボランティア団体調査 (P43、44)	<p>「障がい者団体・ボランティア団体調査」のアンケート結果の中で、団体の現状の課題として、「ろう者が生活する上で安心して情報を共有し、円滑なコミュニケーションをとるにはまだ不十分である。どこでも手話で情報交換ができるように体制を整えられるようになってほしい」ことが上げられている。</p> <p>手話言語条例を制定し、それに伴い、動画配信、手話を勉強中の人が身につける目印を採用してはどうか。</p> <p>市役所のモニターで手話単語が紹介されているが、同じことを何年も流している。手話にも方言があるので、津島市で通じる手話を紹介してほしい。また、会話で使う手話を1～3分間にまとめて流したり、インターネットで数分の手話動画を配信してほしい。</p>	<p>現在、津島市では条例を制定していませんが、市地域生活支援事業の「意思疎通支援事業」や「手話奉仕員養成研修事業」を行っており、手話が必要な市民の社会参加を保障することに取り組むことや市民の手話への理解や聴覚障がい者が手話で意思疎通を図ることができる環境整備を行っています。</p> <p>動画配信については、手話や聴覚障がいへの関心・理解の向上、聴覚障がい者への理解を深めることが期待でき、聴覚障がいのある人が暮らしやすい社会につながると考えます。</p> <p>手話ができる事を示す目印は、聴覚障がい者が街中などで聞こえる人とコミュニケーションを取りやすくすることが期待できます。</p> <p>いただいたご意見については、今後の障がい福祉施策の参考とさせていただきます。</p>
4	—	<p>当事業所では、介護計画書を作成し、訪問時、サービス内容、時間をお伝えし、サービスを行っています。</p> <p>少しでもご自分でできる事は行っていただくよう声掛けをしています。</p> <p>体調に波がありますので、体調の変化があれば、相談員に報告します。</p> <p>自立していただくための声掛けが必要だと思います。</p> <p>ヘルパーがなんでも行っていると、できる事もできなくなる、行っていただく事が少なくなるように思います。</p>	<p>居宅介護による支援については、利用者自身が行うことができる日常生活動作は可能な限り利用者自身で行ってもらい、難しい部分をヘルパー等が支援する「自立支援の考え方」に基づき、サービス提供をお願いするものとなっています。</p> <p>相談支援事業所の相談支援専門員が作成するサービス等利用計画には、サービス利用者の支援目標が示されております。</p> <p>この支援目標に沿ったサービス利用となるよう、各事業所にて個別の計画を作成し、サービス利用者に説明しご理解いただくようお願いいたします。</p> <p>本市においても、受付・相談時には、障がい福祉サービス利用についての説明をより丁寧に行い、利用者への理解促進を進めてまいります。</p>
5	—	<p>障害支援区分について、日ごろの行動の実態があまり反映されていないように感じる。</p>	<p>障がい支援区分とは、介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分をいいます。この決定のために、認定調査（心身の状況に関する聞き取り調査）と医師の意見書を</p>

			<p>もとに一次判定を行い、医師や福祉関係者による市審査会での二次判定を踏まえて、市が認定するものです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の障がい支援区分決定に関するご意見として、参考にいたします。</p>
6	基幹相談支援センター (P87)	基幹相談支援センターの設置 (早急に必要性を感じる)	<p>基幹相談支援センターは、相談支援の中核的役割を担うものです。業務内容としては、地域の相談支援事業所では対応しきれない専門的なケースに対応したり、市内相談支援事業所のレベルアップを図るための研修会を開催し人材育成を進めること等があります。</p> <p>今計画で新たに成果目標に掲げています「総合的・専門的相談支援の強化」を達成するためにも、必要なものと認識しております。令和5年度までに設置を目指します。</p>
7	—	福祉避難所の整備・拡大	<p>福祉避難所の整備・拡大に関しては、「第4期津島市障がい者計画」において、「防犯・防災・交通安全対策の整備 ④福祉避難所の整備」を進めていくことを目標の一つとしています。</p> <p>本計画の内容に関するご意見ではありませんが、津島市への貴重なご意見として参考にいたします。</p>
8	第1期障がい児福祉計画と第2期障がい児福祉計画の障がい児通所支援の見込み量 (P. 65、66、93、94)	<p>人口・出生数が減少している中、何らかの支援が必要なお子さんの相談は増えているとお話を伺っていますので、出生数の変遷データもあるとよいのではないかと、思いました。</p> <p>また、放課後等デイサービスや児童発達支援事業の令和3年度から令和5年度の支給量見込が減っているのは、出生数や子どもの数の減少も関連しているのでしょうか。支給量の減少についての説明があるといいと思います。</p>	<p>第2章に「障がい者(児)の取り巻く状況」として人口の推移を年齢別に掲載しています。本市では0歳から14歳の年少人口の減少が進んでおり、児童発達支援や放課後等デイサービスを利用する対象年齢人口が減少していることとなります。今計画には記載がありませんが、本市の出生数につきましても、減少傾向となっています。また、児童発達支援の利用につきましては、平成30年度、令和元年度、令和2年度と実績が減少しております。(P. 65)</p> <p>利用対象人口の減少と、平成30年度から令和2年度の利用実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度の今後3年間の利用実績も若干減少すると思われました。</p>

			<p>放課後等デイサービスにつきましては、平成30年度より令和元年度の方が利用実績は増えていることから、令和3年度から令和5年度の今後3年間の利用実績は増加することとします。</p> <p>障がい児福祉計画には、今後3年間の障がい福祉サービス等利用見込み量とその見込み量確保策を記載しています。障がい児通所支援利用見込量算定についての詳細な説明については、会議等において行ってまいります。</p>
9	計画全体	<p>第5期津島市障がい福祉計画・第1期津島市障がい児福祉計画の進捗状況が報告されているので、その点はわかりやすいですが、次期計画の内容等離れたページを見比べながら見るのは少し大変でした。今後は、同じ内容については続けて書いてあったほうがわかりやすいと感じました。</p>	<p>今回策定の計画は、市の現状及び前計画の進捗状況を踏まえた上で、今計画を策定した、という順序で掲載しています。前計画の利用実績量と今計画の見込量と同じページで比較した方が見やすいというご意見については、次回の計画策定の参考とさせていただきます。</p>